

### 第3章 鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定

本制度が施行された昭和26年1月から平成20年度末までに140件の不服の裁定事件が係属し、140件全てが終結している。これを関係法律別に見ると、採石法関係が最も多く、砂利採取法関係がこれに次いでいる（表3-3-1、付録4（162ページ）参照）。

平成20年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件は、20年度に受け付けた1件である。この1件が20年度中に終結した（表3-3-2）。

表3-3-1 関係法律別不服の裁定事件処理状況

（平成21年3月31日現在）

（単位：件）

処分区分 関係法律	認 容	棄 却	却 下	取下げ	計
鉱 業 法	1	12	4	14	31
採 石 法	4	16	0	22	42
森 林 法	0	1	3	3	7
農 地 法	0	1	1	0	2
海 岸 法	0	1	0	2	3
自 然 公 園 法	0	5	0	3	8
河 川 法	0	1	1	0	2
砂 利 採 取 法	5	11	5	15	36
都 市 計 画 法	0	7	0	1	8
そ の 他	0	0	1	0	1
計	10	55	15	60	140

- (注) 1 集計対象期間は、昭和26年1月31日～平成21年3月31日である。  
 2 関係法律が2以上重複する場合は、主な関係法律に区分した。  
 3 鉱業法の認容の1件は、一部認容・一部却下のものである。  
 4 採石法の棄却のうち3件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 5 自然公園法の棄却のうち1件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 6 都市計画法の棄却のうち2件は、一部棄却・一部却下のものである。  
 7 森林法の棄却の1件は、一部棄却・一部却下のものである。

(資料) 公害等調整委員会事務局

表 3 - 3 - 2 平成20年度に公害等調整委員会に係属した不服の裁定事件一覧

事件番号	事 件 名	申 請 人 (参加申立人)	処 分 庁	申 請 (参加申立) 受付年月日	処理状況
平成20年 (7)第1号	山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	山口県業者 1社	中国経済産業局長	20. 6. 9	20.12.24 棄却

(資料) 公害等調整委員会事務局

## 第 1 節 平成20年度において終結した不服の裁定事件

平成20年度に終結した不服の裁定事件は、次のとおりである。

### 山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件 (平成20年(フ)第1号事件)

#### (1) 原処分の概要

中国経済産業局長(以下「処分庁」という。)は、平成20年1月9日付けで申請人Xからされた採石法第28条の規定に基づく山口県周南市地内の土地に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請(以下「更新決定申請」という。)に対し、20年4月9日付けで棄却の処分を行った。

#### (2) 申請の概要

申請人Xは、処分庁が採石法第29条第1項各号所定の場合に該当しないことを前提としつつ更新決定申請を棄却した本件処分には、処分庁の裁量権を逸脱した違法があるなどとして、平成20年6月5日付けで、その取消しを求めて裁定を申請した。

#### (3) 手続等の概要

裁定委員会は、平成20年7月7日付けで、裁定申請書の副本を処分庁に送達し、審理手続を開始した。その後、2回の審理期日を開催するなど審理手続を進め、20年12月24日付けで申請人の請求を棄却する裁定を行い、本事件は終結した。鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第49条第1項の規定により、申請人に裁定書正本が到達した日から60日以内に裁定取消しの訴えが提起されなかったため、本裁定は確定した。

本件手続の経過は、次のとおりである。

平成20年6月9日 裁定申請受付  
7月7日 裁定申請書の副本を処分庁に送達  
8月29日 第1回審理期日  
10月31日 第2回審理期日

12月24日 裁定  
12月26日 裁定書の正本を申請人に送達  
12月26日 裁定書の正本を処分庁に送達  
平成21年1月15日 裁定の官報公示（公害等調整委員会公示第1号）

#### (4) 裁定書

裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成20年（フ）第1号 山口県周南市地内の採石権存続期間の更新決定申請棄却処分に対する取消裁定申請事件	
	裁 定 (当事者の表示省略) 主 文 本件裁定申請を棄却する。 事 実 及 び 理 由
第1 事件関係人の申立て	
1 申請人	処分庁が申請人に対し平成20年4月9日付けでした採石権存続期間の更新決定申請棄却処分を取り消すとの裁定を求める。
2 処分庁	主文同旨の裁定を求める。
第2 事案の概要	本件は、申請人が、処分庁に対し、採石法（以下「法」という。）28条に基づき別紙物件目録記載の4筆の土地（以下「本件各土地」という。）に設定された採石権の存続期間を20年間更新するとの決定を求める申請をしたところ、処分庁が同申請を棄却する処分をしたため、これを不服として、当該処分の取消しを求めた事案である。
	(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から、画面左側メニューの「係属事件一覧」→一番上の「新しい動き・係属紛争事件一覧」の中の右側2番目「終結した不服裁定」と進み、該当する事件を参照)